土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第95条第３項において準用する同法第10条第１項の規定により、金倉川西地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）金倉川西地区）を行うことについて令和８年10月30日認可した。

令和８年11月10日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人